

# 令和4年度 五戸町まごころ配送助成金

## 交 付 申 請 要 項

### 【申請期間】

自：令和 4年 11月 1日 (火)

至：令和 5年 1月 31日 (火)

五 戸 町  
(総合政策課)

## 1. 事業の目的

コロナ禍において帰省等の断念を余儀なくされたご家族等に、町特産品等（町内で購入した物または農家に限り自家生産物）を送り励ますことで、不安の軽減を狙うとともに、町内生産品の流通拡大を図ることを目的とします。

## 2. 事業の概要

町内への帰省等を自粛している県外のご家族等に物資を送る際の宅配送料を五戸町まごころ配送助成金交付要綱に基づき交付します。

## 3. 対象者

五戸町在住の個人の方で、帰省を自粛しているご家族等へ物資を送る方が対象です。

## 4. 助成金の額

交付する助成金の額は、5,000円を上限に実費分を交付します。

## 5. 助成要件

申請回数は、1住所（1家族）1回まで申請できるものとします。

お届け先の数に上限はありません。

ただし、以下の場合は助成の対象外とします。

- ・町特産品等の購入金額が送料を下回る場合  
（農家に限り自家生産物を送る場合を除く）
- ・国際便を利用する場合
- ・県内に暮らすご家族へ送る場合

## 6. 助成内容

### （1）対象期間

令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）までに購入及び配送分

### （2）申請期間

対象期間と同じです。（予算の上限に達した場合、1月31日以前に助成を終了する場合がありますので、ご了承ください。）

### （3）提出方法

（4）に掲げる書類を「7. 提出先」へ持参又はE-mailで提出してください。

（E-mailで提出する場合、提出書類②③④をA4サイズのPDFにまとめて添付し

てください。)

(4) 提出書類 (様式は町ホームページからダウンロードできるほか、五戸町役場総合政策課窓口、町立公民館、川内・浅田・倉石各支所に設置されています。)

<提出が必須なもの>

① 様式第1号 五戸町まごころ配送助成金交付申請書

② 町内で購入した町特産品等の領収書の写し

(農家に限り自家生産物を送る場合は生産物名と重量を申請書に記入)

③ 発送伝票の写し (お届け先住所氏名と宅配送料が記載されているもの)

④ 通帳の写し (金融機関名、口座名義、口座番号、預金種別がわかるもの)

※普通預金口座に限る

## 7. 振込予定期日

令和4年11月申請分 令和4年12月23日 (金)

令和4年12月申請分 令和5年1月27日 (金)

令和5年1月申請分 令和5年2月24日 (金)

## 8. 提出先

五戸町役場総合政策課・町立公民館、川内・浅田・倉石各支所

E-mail : magokoro@town.gonohe.aomori.jp (※メールを送る際は左記ドメインからの受信を可能な状態にしてください。返信できない可能性があります。)

## 9. 問い合わせ先

五戸町役場総合政策課

TEL : 0178-62-2111 (内線231・232)

FAX : 0178-62-6317 (代表)

E-mail : magokoro@town.gonohe.aomori.jp (※メールを送る際は左記ドメインからの受信を可能な状態にしてください。返信できない場合に備えてメール本文に氏名及び電話番号を入力してください。)